

別表第1

補助対象事業	補助対象の事業に直接要する経費	補助限度額
(1) 防災マップ作成事業	①会場の借り上げ料 ②講師への謝礼 ③資料の作成費 ④資機材の借用及び購入費 ⑤地区の著作権に係る経費 ⑥その他、市長が認める経費	20万円
(2) 防災訓練等の事業	①会場の借り上げ料 ②講師への謝礼 ③資料の作成費 ④資機材の借用及び購入費 ⑤その他、市長が認める経費	20万円
(3) 資機材の整備等の事業	①防災資機材の購入に係る経費	30万円
(4) 市長が必要と認める事業		20万円

別表第2 防災資機材の範囲

区分	物品
(1) 情報連絡用	メガホン、ハンドマイク、ラジオ
(2) 消火用	消火器、消火バケツ、背負式消火水のう
(3) 救出用	ヘルメット、活動用ベスト、はしご、救命ロープ、救命用担架、救急医療セット
(4) 給食給水用	釜、鍋、給水タンク、調理器具、飯ごう、非常食
(5) 避難用	投光器、発電機、車いす、ブルーシート、コードリール テント
(6) その他	資機材用倉庫、燃料タンク、土のう 以上の物に準じ市長が適当と認めるもの。

備考 次に掲げる物品の購入費等は補助対象経費としない。

建築物、消耗品、燃料、食材、中古品、車両、施設・設備(備品)の修理・修繕